

第35期 決算公告

東京都江東区潮見二丁目9番15号
株式会社DSB情報システム
代表取締役社長 清水 泰二

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,916	流 動 負 債	1,618
現金及び預金	798	買掛金	480
売掛金及び契約資産	1,394	未払金	9
商 品	0	未払費用	635
短期貸付金	1,500	未払法人税等	128
前払費用	179	未払消費税等	12
そ の 他	43	契 約 負 債	105
固 定 資 産	2,651	前 受 金	1
有 形 固 定 資 産	51	預 り 金	22
建 物	13	賞 与 引 当 金	221
工具、器具及び備品	35	固 定 負 債	1,261
建設仮勘定	1	退職給付引当金	1,261
無 形 固 定 資 産	988	負 債 合 計	2,880
ソフトウェア	988	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	1,612	株 主 資 本	3,687
長期前払費用	14	資 本 金	434
長期差入保証金	130	資 本 剰 余 金	133
保 険 積 立 金	963	資 本 準 備 金	133
繰延税金資産	500	利 益 剰 余 金	3,120
そ の 他	3	利 益 準 備 金	29
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,090
		別 途 積 立 金	1,251
		繰越利益剰余金	1,839
		純 資 産 合 計	3,687
資 産 合 計	6,568	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,568

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の株式 当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

①商 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

②仕 掛 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ただし自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づき、定額法によっております。

③所有権移転外リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

当事業年度末現在に有する金銭債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③受注損失引当金

受注制作のソフトウェア開発に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる契約について、損失見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(5) 収益および費用の計上基準

① システム開発

システム開発の主な内容は、情報処理システムに関するソフトウェアおよびハードウェアの設計、開発、テストを含む一連のサービスです。

上記については、プロジェクトの進捗によって履行義務が充足されると判断しており、発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）で収益を認識しております。

② システム保守・運用

システム保守・運用の主な内容は、アウトソーシングサービス（顧客からの委託によるシステムの運用処理、ハウジングサービス、サーバ・PC・ネットワーク等インフラの管理、システム維持管理等）、共同利用型サービス及び情報提供サービスです。

上記については、サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

③ システム販売

システム販売の主な内容は、ハードウェア（サーバ、ストレージ等）の販売及びソフトウェアの販売です。

上記については、個々の契約内容に応じ、ハードウェア及びソフトウェアを顧客に移転することによって履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

2. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。